

宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告示

○生活保護法による指定介護機関の指定	（社会福祉課）	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	三
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	四
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	五
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	（水産業振興課）	五
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	五
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（同）	六
○土地改良事業計画の認可（二件）	（北部地方振興事務所）	六
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		六
○政治団体の届出事項の異動届		六
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十二年分）		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分）		九
○資金管理団体の届出		一
○資金管理団体の届出事項の異動届		一
○資金管理団体の指定取消しの届出		一
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		一
監査委員		
○定期監査結果に対する措置の公表		一

ページ

告示

○宮城県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 訪問介護

二 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ジャパンケア富谷	黒川郡富谷町日吉台二丁目六・二	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア仙塩七ヶ浜	多賀城市大代五丁目十番四十五号	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア大河原	柴田郡大河原町字錦町五番八号	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア柴田	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日

三 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
さふらんフィット名取	名取市増田五丁目九・二十八	株式会社バイタルケア	名取市下余田字鹿島十番地	平成二十三年十月二日
デイサービスセンター花鳥風月	石巻市開成一番地	株式会社ライフケアプロジエクト	石巻市西山町六番三十一号エステート西山	平成二十三年九月二日
ジャパンケア仙塩	塩竈市錦町五・十七ポ―トタウンカネシヨウ二階	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
デイサービスセンター桂葉	栗原市高清水新桂葉二百七十八番地二	社会福祉法人豊明会	栗原市若柳武鎗字藤貫沢八十五番地	平成二十三年十月二日
ジャパンケア柴田	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
サテライトケアセンター第二仙塩通所介護事業所	多賀城市栄一丁目五番九号	合同会社地域ケア開発機構	仙台市泉区市名坂字南前五・三	平成二十三年十月二日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアプランなごみ	加美郡加美町字一本杉二百二十四番地一	合同会社真心	加美郡加美町字一本杉二百二十四番地一	平成二十三年十一月二日
ジャパンケア富谷	黒川郡富谷町日吉台二丁目六・二	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア仙塩七ヶ浜	多賀城市大代五丁目十番四十五号	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア大河原	柴田郡大河原町字錦町五番八号	株式会社ジャパンケアサ―ビス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日

○宮城県告示第六十七号

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
さふらんフィット名取	名取市増田五丁目九・二十八	株式会社バイタルケア	名取市下余田字鹿島十番地	平成二十三年十月二日
デザイナービスみさと	遠田郡美里町牛飼字清水江十三番地	有限会社リソワ	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六番地	平成二十三年六月十五日
ジャパンケア仙塩	塩竈市錦町五・十七ポータウンカネシヨウ一階	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
デザイナービスセンター桂葉	栗原市高清水新桂葉二百七十八番地二	社会福祉法人豊明会	栗原市若柳武鎗字藤貫沢八十五番地	平成二十三年十月二日
ジャパンケア柴田	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
サテライトケアセンター第一仙塩通所介護事業所	多賀城市栄一丁目五番九号	合同会社地域ケア開発機構	仙台市泉区市名坂字南前五・三	平成二十三年十月二日

六 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ジャパンケア柴田	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア大河原	柴田郡大河原町字錦町五番八号	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア仙塩七ヶ浜	多賀城市大代五丁目十番四十五号	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
ジャパンケア富谷	黒川郡富谷町日吉台二丁目六・二	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日

五 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームいこいの海・あらと	本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢百九十番地一	社会福祉法人美楽会	岩手県奥州市水沢区羽田町字水無沢五百六番六	平成二十三年十一月五日

四 地域密着型介護老人福祉施設

ジャパンケア柴田	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区北大塚一丁目十三番十五号	平成二十三年十月二日
----------	-------------------	----------------	--------------------	------------

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	セントケアせんぬま	気仙沼市田中前二丁目三番二十一号STハイツ〇一号	気仙沼市田中前四丁目四番地八	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町二丁目十一番十一	平成二十三年四月十一日

○宮城県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
ジャパンケアサービスハッピー富	黒川郡富谷町日吉台二丁目六・二	株式会社ジャパンケアサービス	居宅介護支援事業	平成二十三年九月三十日
谷・ヘルパーステーション	黒川郡富谷町日吉台二丁目六・二	株式会社ジャパンケアサービス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十三年九月三十日
ジャパンケアサービスハッピー仙	塩竈市錦町五・十七ポータウンカネショウ一階	株式会社ジャパンケアサービス	通所介護、介護予防通所介護	平成二十三年九月三十日
塩・七ヶ浜・居宅介護支援事業所	多賀城市大代五丁目十・四十五	株式会社ジャパンケアサービス	居宅介護支援事業	平成二十三年九月三十日
ジャパンケアサービスハッピー仙	多賀城市大代五丁目十・四十五	株式会社ジャパンケアサービス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十三年九月三十日
塩・七ヶ浜・ヘルパーステーション	多賀城市大代五丁目十・四十五	株式会社ジャパンケアサービス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十三年九月三十日
ジャパンケアサービスハッピー大	柴田郡大河原町字錦町五番八号	株式会社ジャパンケアサービス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十三年九月三十日

ジャパンケアサービスハッピー大 河原・居宅介護支援事業所	柴田郡大河原町字錦町五番八号	株式会社ジャパンケアサー ビス	居宅介護支援事業	平成二十三年九月三十日
ジャパンケアサービスハッピー柴 田・ヘルパーステーション	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサー ビス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十三年九月三十日
ジャパンケアサービスハッピー柴 田・デンクサービスセンター	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサー ビス	通所介護、介護予防通所介護	平成二十三年九月三十日
ジャパンケアサービスハッピー柴 田・居宅介護支援事業所	柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	株式会社ジャパンケアサー ビス	居宅介護支援事業	平成二十三年九月三十日

○宮城県告示第六十九号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二一五〇〇四八一	事業所の名称及び 所在地	古川とつふ店 大崎市古川稲葉三丁目 六番地十〇	指定障害福祉 サービスの種類	就労継続支援A 型	設置者名	株式会社まぢ の豆腐屋プロ ジェクト	指定年月日	平成二十四年 二月一日
-------	------------	-----------------	-------------------------------	-------------------	--------------	------	--------------------------	-------	----------------

○宮城県告示第七十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査
した結果、雄勝町東部加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認め
る。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消
した。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十四年一月五日
- 二 商号又は名称等

株式会社ユニ 高橋 礼子	栗原市若柳字上畑岡一 舟戸四十一、四 百二十二号	般、二十 一万五千四 百二十二号	一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 内装工事業	平成二十三年 十一月九日
株式会社富士土 木本 徳洋	大崎市古川米袋字堤内 九、一 百六十九号	般、十九 万二千六百 七十六号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十三年 十二月二日
株式会社佐藤建 材々々木 勝幸	仙台市宮城野区白鳥二 丁目三十一、四十六 百七十六号	般、十九 万二千六百 七十六号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十三年 十二月十二日
株式会社ピノキ オホーム 淳	石巻市蛇田字新下沼九 、六 百二十七号	般、二十一 万七千三 百二十七号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 内装工事業	平成二十三年 十二月十二日
株式会社エム アール 嘉彦	仙台市泉区南中山三丁 目十六、十九 百三十八号	般、十八 万七千八 百三十六号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十三年 十一月九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七十二号

仙台市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 川内三十人町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 八・五・四号 八木山公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、小山田川沿岸土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十四年一月十六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年一月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

○宮城県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、加美郡西部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十四年一月十六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年一月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

選挙管理委員会

○宮選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十四年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

明るい石巻をつくる会 加賀 剛 小野寺光雄 石巻市開北二・一五・一九 平成二十三年十二月十四日

荒川洋平を育てる会 荒川 洋平 三浦 真末 名取市美田園五・五・二一 平成二十三年十二月二十二日

今野よしまさ後援会 今野 義正 今野 慎介 名取市関上字仏文寺四五・一 平成二十三年十一月六日

佐々木哲男後援会 村上 武男 齋藤 利勝 名取市植松一・一・四 平成二十三年十二月十三日

なとりの元気魂大友 康信応援会 一ノ瀬龍治郎 大友 康信 名取市増田九・七・一七 平成二十三年十一月二日

松浦隆夫後援会 千葉 昌 千葉 昌 黒川郡大和町吉岡字館下五九 平成二十三年十二月十三日

松崎たかし後援会 我妻 宗雄 本木 仁 刈田郡蔵王町宮字下別当一〇二・一 平成二十三年十二月二十六日

宮城県商工政治連盟 福田 正明 斎藤 實 宮城郡松島町高城字町九〇 平成二十三年
 利府松島支部 十二月十三日

○宮選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団
 体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十四年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党築館支部 主たる事務 栗原市築館留場字雇 栗原市築館字荒田沢 平成二十三年
 所の所在地 田一〇二 四一・二九四 十二月一日

自由民主党築館支部 会計責任者 佐藤 敏朗 長谷川美子 平成二十三年
 の氏名 十二月二十日

自由民主党若林区支部 代表者 菅原 健 佐藤 正昭 平成二十三年
 の氏名 十二月二日

自由民主党宮城県電気 代表者 小野寺昭夫 菅野 義勝 平成二十三年
 通信支部 の氏名 十二月十五日

自由民主党宮城県電気 会計責任者 菊地 紘市 五十嵐恒雄 平成二十三年
 通信支部 の氏名 十二月十五日

民主党宮城県第3区総 会計責任者 鎌田総太郎 東山 竜起 平成二十三年
 支部 の氏名 十二月十六日

みんなの党宮城県議会 主たる事務 仙台市青葉区赤坂二 仙台市青葉区錦町一 平成二十三年
 第2支部 所の所在地 ・二八・五 ・一・二 十二月七日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

愛と緑と活力ある県政 代表者 大友 守 塚崎 孝 平成二十三年
 研究会 の氏名 十二月二日

あへまさきを囲む会 主たる事務 塩釜市白菊町一〇・ 塩竈市玉川二・六・ 平成二十三年
 所の所在地 二八 一五 十二月六日

MSS政策研究会 会計責任者 柴崎 満 二階堂博章 平成二十三年
 の氏名 十二月八日

小野寺五典後援会 国会議員関係政治団 国会議員関係政治団 法第十九条の七第一 平成二十三年
 係政治団体以外の政治団体 項第二号に係る国会 議員関係政治団体 十二月二十一日

(公職の候

補者の氏名 議員
 及び公職の 種類)

柏佑整後援会 主たる事務 塩釜市新浜町三・二 塩釜市北浜四・九、 平成二十三年
 所の所在地 三・六 一五 十一月九日

加藤けんいちを囲む会 主たる事務 仙台市青葉区中央四 仙台市青葉区中山二 平成二十三年
 所の所在地 ・一・六 ・六・二五 十一月八日

木村勝好後援会 代表者 千葉 和雄 伊藤 和哉

木村昇後援会 主たる事務 仙台市若林区南小泉 仙台市若林区一本杉 平成二十三年
 所の所在地 四・一・一八 町七・七 十二月二十八日

幸福実現党仙台後援会 代表者 中里 亜士 小田島正彦 平成二十三年
 の氏名 中里 亜士 西本 篤 十二月二十六日

佐々木きぞう後援会 代表者 佐藤 慶一 中里 輝雄 平成二十三年
 の氏名 佐藤 慶一 中里 輝雄 十二月二十二日

しが勝利後援会 会計責任者 川田 章 高橋 光正 平成二十三年
 の氏名 川田 章 高橋 光正 十二月十九日

須田善明連合後援会 主たる事務 塩竈市舟入一・五、 塩竈市新浜町一・二 平成二十三年
 所の所在地 四〇 〇・四八 十二月二十日

政経研究会、「蔵」 会計責任者 川田 章 高橋 光正 平成二十三年
 の氏名 川田 章 高橋 光正 十二月二十二日

仙塩県政政策研究会 会計責任者 佐藤 公一 加藤 實 平成二十三年
 の氏名 佐藤 公一 加藤 實 十二月九日

只野九九後援会 主たる事務 登米市豊里町川前一 登米市豊里町新田町 平成二十三年
 所の所在地 九八・六 一六九 十一月二十八日

丹野まさよし後援会 代表者 大友 修一 佐々木博之 平成二十三年
 (丹野まさよしとがん 氏名 十二月八日

ふるさと宮城22 主たる事務 仙台市若林区河原町 仙台市若林区古城三 平成二十三年
 所の所在地 一・七・二九 一四・五 十二月二十日

ほりうち周光後援会 主たる事務 仙台市宮城野区田子 仙台市宮城野区原町 平成二十三年
 所の所在地 三・四・一七 二・四・三七 十二月五日

杜の都市政研究会 会計責任者 佐々木貴広 伊藤 和哉 平成二十三年
 の氏名 佐々木貴広 伊藤 和哉 十二月八日

渡辺勝幸後援会 主たる事務 仙台市若林区河原町 仙台市若林区古城三 平成二十三年
 所の所在地 一・七・二九 一四・五 十二月二十日

○宮選管告示第六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
 団体が解散した旨届出があった。
 平成二十四年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党軍恩支部	菊地 吉	平成二十三年十一月三十日
自由民主党宮城県第五選挙区支部	齋藤 正美	平成二十三年十一月三十日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
安住のぶたか後援会	木村 喜一	平成二十三年十一月二十日
いまい修一郎後援会	今井修一郎	平成二十三年十一月十九日
大内じゅんと住みよい仙台を創る会	大内 順	平成二十三年十一月三十日
小松かずお後援会	伊藤 昇一	平成二十三年十一月二十八日
斉藤敏昭後援会	村上 峰明	平成二十三年十一月三十日
宣友会	安住 宣孝	平成二十三年十一月二十日
高橋けんじ後援会	樋口 隆信	平成二十三年三月十日
堀内かちる後援会	鈴木 重雄	平成二十三年十一月八日
宮城県商工政治連盟松島支部	福田 正朗	平成二十三年三月三十一日
宮城県商工政治連盟利府支部	郷右近義光	平成二十三年三月三十一日

○宮選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平
 成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと
 おり公表する。

平成二十四年一月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(政党の支部)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

自由民主党宮城県第五選挙区支部
 報告年月日 23. 11. 29 (23. 11. 30解散)

1 収入総額 5,844,120

前年繰越額 5,722,389

本年収入額 121,731

2 支出総額 4,627,956

3 本年収入の内訳

寄附 120,000

団体分 120,000

その他の収入 1,731

一件十万円未満のもの 1,731

4 支出の内訳

経常経費 4,547,106

人件費 3,114,763

光熱水費 120,000

備品・消耗品費 47,255

事務所費 1,265,088

政治活動費 80,850

機関紙誌の発行その他の事業費 80,850

宣伝事業費 80,850

5 寄附の内訳

(団体分)

(例)島金商店 120,000 石巻市

(その他の政治団体)

いまい修一郎後援会

報告年月日 23.12.1 (23.12.19解散)

1 収入総額 188

前年繰越額 188

2 支出総額 0

小松かずお後援会

報告年月日 23. 12. 1 (23. 11. 28解散)

○個別報告に係る一部
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その報告を次のとおり公表する。

平成二十四年一月二十四日

阿波郡選挙管理委員会

敬 啟 者

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

自由民主党軍恩支部

報告年月日 23. 12. 20（23. 11. 30解散）

1 収入総額	0	本年収入額	110,125
2 支出総額	0	2 支出総額	1,326,289
		3 本年収入の内訳	
		寄附	110,000
		団体分	110,000
		その他の収入	125
		一件十万円未満のもの	125
		4 支出の内訳	
		経常経費	1,144,789
		人件費	968,309
		光熱水費	30,000
		事務所費	146,480
		政治活動費	181,500
		機関紙誌の発行その他の事業費	181,500
		宣伝事業費	181,500
		5 寄附の内訳	
		（団体分）	
		（株）島金商店	110,000 石巻市
		（資金管理団体）	
		宣友会	
		資金管理団体の届出をした者の氏名 安住 宣孝	
		資金管理団体の届出に係る公職の種類 女川町長	
		報告年月日 23. 11. 24（23. 11. 20解散）	
4 支出の内訳		1 収入総額	26,049
経常経費	162,041	前年繰越額	26,049
人件費	146,000	2 支出総額	26,049
事務所費	16,041	3 支出の内訳	
政治活動費	9,480	経常経費	26,049
組織活動費	9,480	人件費	26,049
自由民主党宮城県第五選挙区支部		（その他の政治団体）	
報告年月日 23. 12. 6（23. 11. 30解散）		安住のふたか後援会	
1 収入総額	1,326,289		
前年繰越額	1,216,164		

報告年月日 23. 11. 24 (23. 11. 20解散)					
1 収入総額	48,000				
前年繰越額	48,000				
2 支出総額	48,000				
3 支出の内訳					
經常経費	48,000				
人件費	48,000				
いまい修一郎後援会					
報告年月日 23. 12. 22 (23. 12. 19解散)					
1 収入総額	188				
前年繰越額	188				
2 支出総額	186				
3 支出の内訳					
經常経費	186				
備品・消耗品費	186				
大内じゅんと住みよい仙台を創る会					
報告年月日 23. 12. 7 (23. 11. 30解散)					
1 収入総額	6,000				
前年繰越額	6,000				
2 支出総額	6,000				
3 支出の内訳					
政治活動費	6,000				
その他の経費	6,000				
小松かずお後援会					
報告年月日 23. 12. 1 (23. 11. 28解散)					
1 収入総額	0				
2 支出総額	0				
齊藤敏昭後援会					
報告年月日 23. 12. 13 (23. 11. 30解散)					
1 収入総額	25,796				
前年繰越額	25,792				
本年収入額	4				
2 支出総額	25,796				
3 本年収入の内訳					
その他の収入	4				
一件十万円未満のもの	4				
4 支出の内訳					
經常経費	25,796				
備品・消耗品費	25,780				
事務所費	16				
高橋けんじ後援会					
報告年月日 23. 11. 29 (23. 3. 10解散)					
1 収入総額	3,800				
前年繰越額	3,800				
2 支出総額	0				
堀内かちる後援会					
報告年月日 23. 12. 8 (23. 12. 8 解散)					
1 収入総額	0				
2 支出総額	0				
宮城県商工政治連盟松島支部					
報告年月日 23. 12. 13 (23. 3. 31解散)					
1 収入総額	19,563				
前年繰越額	19,563				
2 支出総額	19,563				
3 支出の内訳					
政治活動費	19,563				
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	16,183				
組織活動費	3,380				
寄附・交付金	16,183				
宮城県商工政治連盟利府支部					
報告年月日 23. 12. 13 (23. 3. 31解散)					
1 収入総額	23,660				
前年繰越額	23,658				
本年収入額	2				

宮城県監査委員 安 藤 俊 威
 宮城県監査委員 菅 間 進
 宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

記

1 監査委員の報告日

平成23年 9月14日

2 通知のあった日

平成23年11月 1日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債
 権管理を図らねたい。

(内容)

・H22年度収入未済額

現年度分 3,279,835,756円

過年度分 6,091,954,199円

合 計 9,371,789,955円

・H21年度収入未済額

現年度分 3,067,580,116円

過年度分 5,700,994,581円

合 計 8,768,574,697円

ロ 措置の内容

東日本大震災の影響から、県税滞納額縮減対策本部事業計画に代わる「県税滞納額縮減方針」
 を策定し、震災による被災者には配慮しつつも、納税資力のある滞納者に対しては、厳正な滞
 納処分の実施による収納確保の促進に努めることとした。

この方針に基づき、各県税事務所 で実施する対策及び進捗管理を具体的に定めた縮減対策目
 標と事業計画を提出させたところである。また、滞納整理の進捗状況については、定期的に税
 務課へ報告することとし、税務課においても引き続き適切な債権管理に向けた指導及び助言を
 行っていくものとした。また、個人県民税以外の滞納額は着実に縮減が図られており、現在議

じている対策を継続して実施していくこととする。

一方、滞納額が累積する個人県民税については、これまでの徴収努力により現年度分の収入
 未済額が縮減し、滞納額の増加に鈍化の傾向が見られるようになった。今後は滞納繰越分も含
 めた縮減に向け、市町村との共同催告や県での直接徴収及び地方税徴収対策室での滞納整理を
 強化するほか、新たに設置した「個人住民税特別徴収推進会議」で特別徴収の推進について、
 全県的な取組を検討することとした。

(2) 廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納
 付命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図ら
 ねたい。

(内容)

・H22年度収入未済額

現年度分 26,161,068円

過年度分 493,954,956円

合 計 520,116,024円

・H21年度収入未済額

現年度分 330,017,612円

過年度分 163,937,344円

合 計 493,954,956円

ロ 措置の内容

債務者に対しては、電話連絡、自宅訪問、催告書による差押予告等を実施したほか、金融機
 関や所在市町村において、当該債務者の資産調査を実施したが、優良な資産は確認できず収入
 の確保に至らなかった。

所在が不明として、納付命令書・督促状等の郵便物が返戻されている債務者については、公
 示送達により法的効果を確認したほか、当該債務者の住民票を有する市町村に再度、調査を依
 頼するとともに現地調査も実施した。数人の転居の事実は確認できたが、本人との接触や居所
 の確認はできなかった。

引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか、資産調査や所在調査を継続
 して実施し、新たな資産の発見や所在確認に努める。また、催告の強化や差押などの強制徴収
 の実施、一部納付の推進などにより、収入未済の縮減を図っていくものとする。

(3) 子育て支援課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所及び児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H22年度収入未済額

現年度分 20,843,075円

過年度分 66,554,367円

合 計 87,397,442円

・ H21年度収入未済額

現年度分 16,709,464円

過年度分 57,541,987円

合 計 74,251,451円

○児童保護費

・ H22年度収入未済額

現年度分 3,384,640円

過年度分 14,157,723円

合 計 17,542,363円

・ H21年度収入未済額

現年度分 3,980,760円

過年度分 13,253,233円

合 計 17,233,993円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減については、過年度分の収入未済の縮減と併せて、現年度分の新たな収入未済の発生を抑制することが重要と認識している。

このため、収入未済額の縮減に向けた行動計画の目標を見直すなど保健福祉事務所等と協議し、具体的取組を強化することとしている。

さらに、長期滞納者への法的措置を含めた対応についても検討していく。

また、申請段階から償還・納付まで納入義務者の生活状況を確認し、納入義務者へのきめ細やかな指導・助言を行うほか、滞納者への電話・文書による督促や訪問指導を今後とも継続し

て実施し、収入未済額の縮減に努めていく。

(4) 障害福祉課

イ 監査委員の報告の内容

児童福祉費（扶養保険費）、社会福祉費（第二啓佑学園）、児童福祉費（啓佑学園）及び雑入（扶養保険扶助費）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○児童福祉費（扶養保険費）

・ H22年度収入未済額

現年度分 1,631,510円

過年度分 11,434,870円

合 計 13,066,380円

・ H21年度収入未済額

現年度分 2,290,120円

過年度分 9,884,300円

合 計 12,174,420円

○社会福祉費（第二啓佑学園）

・ H22年度収入未済額

現年度分 1,097,274円

過年度分 429,748円

合 計 1,527,022円

・ H21年度収入未済額

現年度分 643,870円

過年度分 0円

合 計 643,870円

○児童福祉費（啓佑学園）

・ H22年度収入未済額

現年度分 429,320円

過年度分 1,328,854円

合 計 1,758,174円

・ H21年度収入未済額

現年度分	309,641円
過年度分	1,507,603円
合 計	1,817,244円

○雑入（扶養保険扶助費）

・ H22年度収入未済額	
現年度分	40,000円
過年度分	230,000円
合 計	270,000円

・ H21年度収入未済額

現年度分	60,000円
過年度分	170,000円
合 計	230,000円

□ 措置の内容

「平成22年度収入未済額の縮減に向けた行動計画」に則り、督促状の送付、電話連絡、家庭訪問等を地道に行っており、市町村及び宮城県社会福祉協議会などの関係機関との連携を図りながら納入指導を実施した結果、以下のとおり状況が改善した。

今後とも引き続き効果的な取組を促進し、収入未済額の縮減を図っていく。

【平成23年9月末日現在における収納状況】

○児童福祉費（扶養保険費）

収入未済額	1,072,180円
収入未済額	11,994,200円

○社会福祉費（第二啓佑学園）

収入未済額	269,728円
収入未済額	1,257,294円

○児童福祉費（啓佑学園）

収入未済額	319,826円
収入未済額	1,438,348円

○雑入（扶養保険扶助費）

収入未済額	0円
収入未済額	270,000円

(5) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	4,804,000円
過年度分	12,354,000円
合 計	17,158,000円

・ H21年度収入未済額

現年度分	3,242,000円
過年度分	10,051,000円
合 計	13,293,000円

□ 措置の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、債務者（連帯保証人を含む。）への電話連絡や訪問面談により生活実態を把握するとともに、関係機関から必要な情報を得て納入の指導を行うことで縮減を図っている。

長期延滞者の多くは離業、倒産による破産者や多重債務者などで無資力に近く、償還が困難となっている状況も見受けられるので、今後引き続き、電話連絡、訪問面談等により、収納促進と適切な債権管理に努めていく。

(6) 林業振興課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金(国産材産地体制整備事業補助金及び地域材ブランド化促進事業補助金)において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	27,214,804円
合 計	27,214,804円

・ H21年度収入未済額

現年度分	27,214,804円
過年度分	0円

<p>合計 27,214,804円</p> <p>措置の内容 事業実施主体が、経営環境の激変等により事業継続を断念したことを受け、工場施設等の補助施設を対象に平成22年1月に補助金残価相当分の返還を求めたものであり、年度内に返還されず収入未済になった。</p> <p>対象施設については、平成22年3月23日に日本政策金融公庫が裁判所に競売申立てを実施しており、競売終了後に、速やかに債権回収を図る必要がある。</p> <p>そのため、平成22年度は仙台地方裁判所から公告時期等の競売に関する事務処理の進捗状況を確認するとともに、金融公庫仙台支店から競売終了までの必要年数等を情報収集するなど、補助金等の返還に向けて関係機関との調整に努めた。</p> <p>今後も引き続き、収納促進と適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(7) 都市計画課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>土地区画整理組合物業資金貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 現年度分 0円 過年度分 237,227,702円 合計 237,227,702円 ・ H21年度収入未済額 現年度分 199,455,614円 過年度分 37,772,088円 合計 237,227,702円 <p>措置の内容 平成21年度分については、土地区画整理組合に対する平成12年度及び平成13年度の貸付金が延滞になっていたところ、平成21年7月に、国の無利子再貸付制度の期限措置を活用して、県への未返済元金分4億4千万円を再貸付けし即日返済の措置を講じたことにより、延滞金・延納金の額が確定したものである。平成22年度分については、この措置により、新たな延滞金・延納金は発生していない。</p> <p>今後の土地区画整理組合に対する債権（貸付金及び延滞金・延納金）回収のためには、保留</p>	<p>地販売の促進による財務状況の改善が必要であり、債権者間で締結した協定に定める返済スキームに基づいた計画的な返済を図るべく、組合の運営状況の確認や指導・助言を引き続き行っている。</p> <p>なお、貸付に当たっては連帯保証人を設定しており、また、平成17年及び平成21年に担保の設定も行い、収入未済額分と元金に係る債権の保全を図っている。</p> <p>(8) 住宅課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県営住宅使用料、県営住宅駐車場使用料及び特定公共賃貸住宅使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県営住宅使用料 ・ H22年度収入未済額 現年度分 113,441,390円 過年度分 192,484,918円 合計 305,926,308円 ・ H21年度収入未済額 現年度分 99,310,031円 過年度分 166,892,583円 合計 266,202,614円 ○県営住宅駐車場使用料 ・ H22年度収入未済額 現年度分 9,671,000円 過年度分 9,402,000円 合計 19,073,000円 ・ H21年度収入未済額 現年度分 8,147,600円 過年度分 7,769,264円 合計 15,916,864円 ○特定公共賃貸住宅使用料 ・ H22年度収入未済額 現年度分 227,500円
--	--

<p>過年度分 705,100円 合 計 932,600円</p> <p>・ H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 705,100円 合 計 705,100円</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>平成23年度から25年度までを「滞納縮減重点取組推進期間」として重点的に取り組む。滞納家賃縮減策の検討機関として、有識者を中心に組織する「県営住宅滞納家賃等縮減推進委員会」を設置し、課題分析と対応策の検討を行い、具体的な行動計画を策定する。当面の取組として、入居中の滞納者及び退去した滞納者について、次の対策を講じる。</p> <p>【入居中の滞納者に対する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ □ 座振替利用の促進 ・ 新規入居者に対し □ 座振替利用の徹底を図る。 ・ 時間外等の訪問督促の強化 ・ 管理代行者（宮城県住宅供給公社）による時間外等の訪問督促を強化するとともに、平成23年9月から当該と同公社が連携して滞納者全戸の訪問督促を継続的に実施している。 ・ 生活保護受給者の代理納付の拡大 <p>現在、6事務所（県保健福祉事務所及び市社会福祉事務所）で実施しているが、未実施の市に対し代理納付の導入を働きかける。</p> <p>【退去した滞納者に対する対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間債権回収業者への回収業務の委託 ・ 県営住宅等を退去した滞納者に対しては、平成20年度から導入している民間債権回収業者への滞納家賃等収納業務委託を引き続き活用し、滞納家賃等の回収率の向上を図る。 <p>(9) 警察本部</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>放置違反金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。</p> <p>（内容）</p> <p>○ 放置違反金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 	<p>現年度分 11,002,000円 過年度分 26,853,135円 合 計 37,855,135円</p> <p>・ H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 12,799,000円 過年度分 25,180,536円 合 計 37,979,536円</p> <p>○ 放置違反金に係る延滞金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度収入未済額 <p>現年度分 682,690円 過年度分 951,100円 合 計 1,633,790円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H21年度収入未済額 <p>現年度分 639,100円 過年度分 526,600円 合 計 1,165,700円</p> <p>□ 措置の内容</p> <p>1 催促による自主納付の促進</p> <p>督促後も納付しない滞納者に対しては、催促状の送付、電話や随戸訪問による催促を強化し、自主納付を促している。</p> <p>2 追跡調査等による納付の促進</p> <p>使用者の所在不明や車両転売等による使用者不明等に対しては、所在調査や追跡調査を行い、納付を促している。</p> <p>3 催促に応じない滞納者への対応</p> <p>再三の催促等に応じない滞納者に対しては、滞納整理手続に移行している。</p> <p>(10) 障害福祉課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>国庫補助金返還金において、納付が遅延したため、延滞金が発生したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらきたい。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付期限 平成22年3月9日
--	---

・納付日 平成22年3月24日(15日遅延)

・支払額 765,720円

・延滞金 3,445円

□ 措置の内容

特別障害者手当等給付費補助に係る返還額については、今後は必要な事務処理手続を遅滞なく行うよう複数人で確認することとし、納付期限を厳守する。

(1) 視覚支援学校

イ 監査委員の報告の内容

教科書の購入手続において、職員が不適切な事務処理を繰り返したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

○教科書の購入手続において、職員が業者の請求書を偽造し、支払遅延となったもの

・件数 1件

・金額 1,427,630円

○通院の実態がないにもかかわらず、虚偽の病氣休暇を申請し、不正に病氣休暇を取得していたもの

・不正取得日数 18日

○公印等の無断押印が行われていたもの

・校長印及び給料担当者印

□ 措置の内容

校内においては、不適切事務の早期発見及び防止策として、「教科書関係事務処理フローシート」を定め、複数の職員によるチェックが働き、正確が期されるよう様式見直しなど6つの対策を講じた。

当該職員の虚偽の病氣休暇日数については欠勤として処理し、不正に受給した給料273,258円を平成22年度内に返納した。また、休暇承認に当たっては、病氣休暇・特別休暇に必要な添付書類(診察券・領収書等)の確認を厳正に行うこととした。

公印等の無断押印防止に向けては、公印の管理を厳格に行う旨、校内に周知徹底するとともに、金庫(公印の保管場所)の鍵の管理の徹底と、私印についても、安易に放置せず適切に管理するよう指導した。